

始



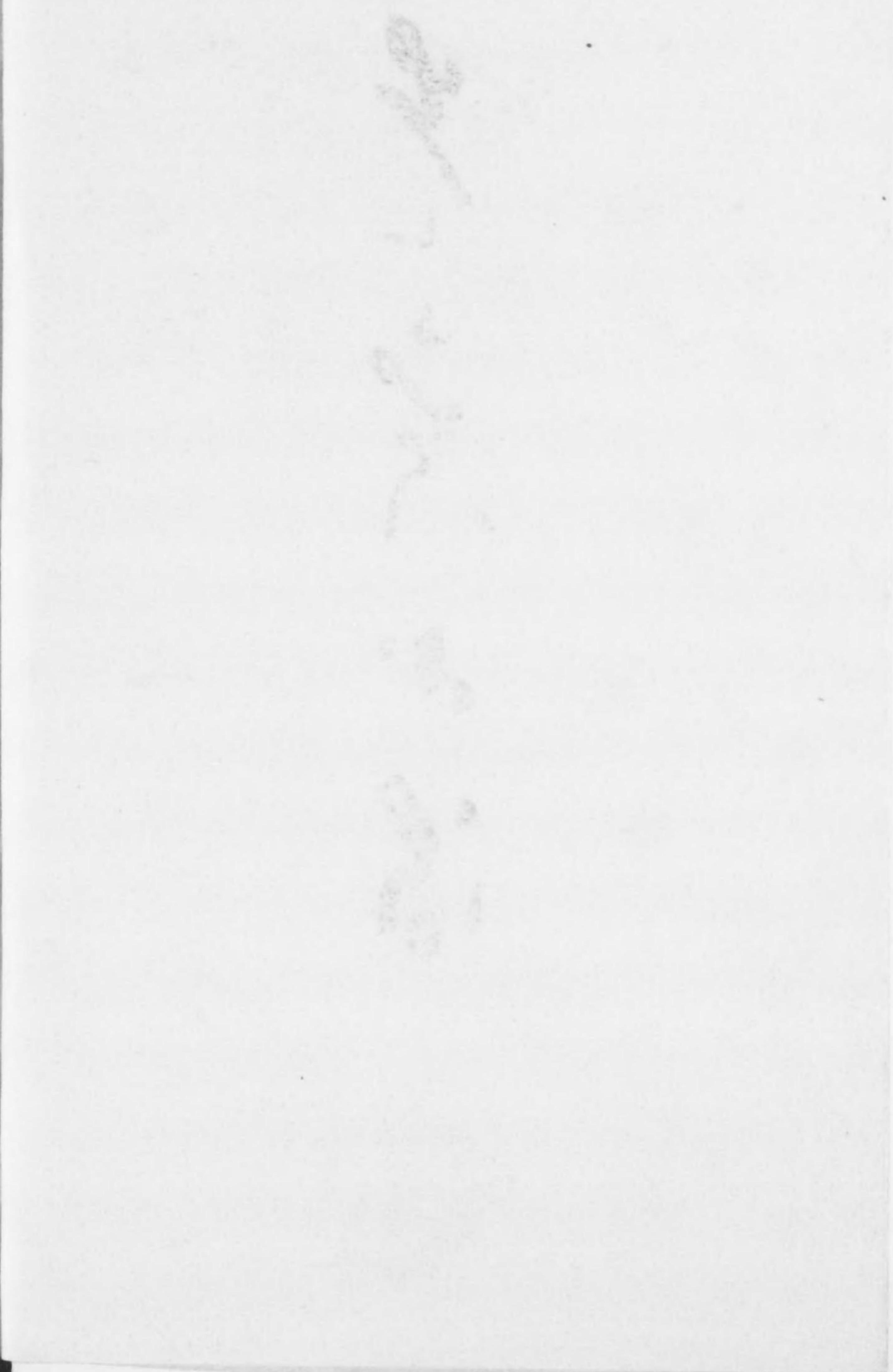
特259
42



印



武川





考先



堂 母



宗 敬 (三)



吉 貞 (長)



つ み (四)



吉 音 (次)



ぶ の (五)



吉 金 (六)

亡歳七 吉 俊 (七)



窟光放閣金者著

序

古へに曰ふ子は父の徳を語らずと。吾れ吾が先考の傳紀を著さんと思惟すること歳茲に久し。然れども錯つて譏りを天下後世に買はんことを惧れ、遂に筆を下すの勇氣が出なかつたのであるが。佳節に逢ふ毎に益親を思ふと言ふのと同一心情で。花前月下雨に風に將たまた喜怒哀樂の中に、先考の丰采と鴻恩を想起して忘るゝことが出来ないのである。殊に近年病を得てそれが療養の爲に、昭和八年四月田邊町文里の灣頭に、さゝやかな放光庵を創めて以來は、こゝに来る毎に、東の空に群峰を擢んで、嚴然として屹立する行徳峰の靈姿を、旦に夕に仰望禮拜して、父在すが如しの感激に浸つて居るのである。それで放光庵十二勝の詩にも徳峰の曉雲と題し

て、其の第一位に置いて居るのである。惟みれば今年は恰も先考の二十三周忌である。兒孫たるものは先考の遺訓に鑑み、且つ誠悃を抽んでて冥福を追薦すべきである。是れ即ち人倫の常經である。而して吾人は出家の身分で業に已に、塵俗の情を遠離して居るのであるから更に其の遺徳を贊揚して、以つて後昆の誠となすことに力めんとするのである。故に茲に覺束ながら吾れが幼時より、先考若しくは慈母に就て茶話の序で聞き得た事柄の内、今僅かに記憶に存して居る所の數件を蒐集して、先考の小傳と名づけたのである。素より先考行蹟の百分が一にも當らぬであらう。又多くの誤謬もあらう。併し吾人は先考を賣らんとするが如き妄情は微塵も持たない、故に敢て文言章句を修飾せず、再び母に就て糺した事實を率直に聯ねて叙したまでである。そこで此の書を先考の兒孫に頤つて熟讀翫味せしるなからんことを、嘆。

昭和九年四月二十五日放光庵聞上行徳峰を望みつゝ

放光野衲誌

目 次

第一篇 血 統

第一章 祖 先

第二章 父と母

第三章 兄と妹

第二篇 出生と幼時

第三篇 處 世

第一章 修養と労役

目 次

- 第二章 田中家と入家
第三章 家業と資產
第四章 公職と公益
- 第一項 山論事件
第二項 牛屋谷山林分配事件
第三項 村役場合併論
第四項 水害堤防工事
第五項 最勝寺移轉事業
第六項 神社合併論
第七項 野田家訴訟事件
第八項 其の他

三九 三八 三七 三六 三五 三四 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一

第四篇 家族

- 第一章 室
第二章 嫡子女
第五篇 疾病と終焉
第六篇 丰采と性格
第七篇 賛と偈

四四 四六 四七 四八 四九 四一

先考小傳

第一篇 血統

京師金閣寺貫主 敬宗撰

第一章 祖先

人各々祖あり誰か氏なからんや。吾が先考にも歴然たる祖先があるのである。試みに遠き昔を語れば、吾が大和民族はその歴史の證する如く、伊冊諾伊冊美の二神の靈血を承けて、それより氏を分つたものである。殊に吾が熊野人は、天孫神武天皇東征の際、第一に忠義を立てゝ馬前に跪き、君臣の義を誓つて建国の大業を補弼し奉つたのであるから、皆國家の功臣で

あつて、降つて南北朝時代に於ては、南朝に屬して其の鴻業を補翼し奉つたもので、護良親王熊野落の舊跡の如き到る處に散在するのである。吾富田郷の如きは庄川口の境界にある血深城主富田八郎なるものあつて、南朝を奉じたのであり。又庄川に猿巖城の遺跡の存して居る處からして、吾等が先考の祖先も、田中家の祖先も其の功臣の一人に属するものであらうことは、疑ひはないのであるが。由來歴史觀念に乏しい淳朴なる人民は、それが記録などには頓着して居らぬのである。況んや近世徳川時代迄は所謂封建の制度で、士分ばかりが尊くて、農民は蛙切りと罵られて、氏素性を明らかにされず、苗字を名乗らせなかつたものである。それ故一廉の素性があつても、系圖などは全く破壊せられて居つたのである。此の例に漏れず先考の祖先の系圖なども、餘り明確に記されて居らぬであらうのみならず、明治二十二年の大水災に流失したのである。今その何人も知る明治前後の處

は即ち、

和歌山縣西牟婁郡北富田村大字内の川、野田吉造家である。野田家は十數代の家系を有して居るのであつて、親屬も相當多いのである。而して隣家野田民治家は、數百年來の家系を有する豪族(庄屋)であつて、勿論吉造家との姻戚關係も深いのであらうが、今吾れは其の調査までも進むる餘裕がないのを遺憾とする。併し野田民治家や其の親屬東富田中岩家(草堂寺中興洞外和尙生家、藤原鎌足系で辨慶の父熊野湛増などと聯系して居る)などの系圖は、將來湮滅せぬやう注意せられたいものである。吉造家は世々農を業としたものであらう。吉造は栗栖川村大字北郡某氏の女かつを娶つて二男一女を擧げた。是れが即ち先考の父母の家である。

第二章 父と母

先考の父吉造は資性豪宕にして、状貌魁偉膂力人に勝れたと云はれる。其の家を治むるや、農業を専一として勤勉質素、黎明出で、耕し、日將さに西せんとするや、罷め歸つて沐浴を行じ、晚餐を攝つて後ち休すること、終世更ることがなかつたのである。故に郷閭皆な其の克明と、潔癖を稱揚したことである。之に因つて遂に家産を増殖し、其の良民として曾て人後に落ちなかつたことである。而して頽齡八十餘歳にして、泊然として世を卒へたのである。

母かつは稟性溫順貞淑にして、克く其の夫を助け勞苦敢て辭せず、出で、は野に耕し、入つては内に紡ぎ、勤勉怠ることなく、以つて婦道を修めて愧づる所が無かつたのである。併して室家相和し二男一女を擧げて、齡五十餘歳にして没したのである。

第三章 兄と妹

先考の舍兄は名を虎吉と云つた。其の父の性を稟けて、朴訥且つ怜俐であつた。其の家督を相續するや、克く勤め克く保ち、父母に孝養したのであつたが、晩年過つて家産を減じ、剩さへ之を他に奪ひ去られんとした、老父之を憂ひ先考に命じて、遂に之を全うしたのである。其の事件は後段に記述することとする。明治二十二年七月大洪水に因り、家屋田畠を流失し、更に同二十六年の水害に遇ふて、益々家産を減少するに到つたが、同二十七年七月一夕病なうして急死したのである。虎吉生馬村嵯峨某の女きくを迎へて室

となし五男一女を擧げた、即ち長男信一家督を相續し他は獨立及出嫁したが、明治三十九年九月信一の頓死後、長男虎一家督を相續して居るのである。妹たき女賚性温厚良順。漸く長じて二十二歳、同村保呂溝口彌三郎に嫁した。能く家政を帮助して生計の資を蓄へ、刻苦多年倦怠の色がない。而して六男一女を生んで教養に力めた。今年七十有九歳尙ほ矍鑠として孫子を愛護して居るのである。長男初吉家督を相續したが、中老で變死を遂げ、其の子きよ後を續いて居る、次男以下或は分家或は入家して各分に安んじて居るのである。

第二篇 出生と幼時

嘉永五年一月十九日内の川野田吉造の室かつは、眉目清秀頂骨伏犀の男兒を分娩した。それは吉造の次男であつた。七日も経つて名を由之助と命じた。(田中入家後芳松と改む)それが即ち嚴にして仁なる吾等が先考である。父母の鞠育薄からず、漸く長ずるに及んで益々犀利を顯はし、群童と嬉戯する常ならずであつた。八歳にして寺小屋に入り、(當時は八歳迄届出をせなかつた)習字讀書算術を學んだが、一讀必ず記誦して大いに群を抜いた。又稍長じて漢書を學んだ、そして將來有爲の才を培はれたのである。

第三篇 處世

第一章 修養と勞役

家業を補佐して精勵しつゝありし先考は、漸く弱冠に達して(十九歳)庄川

最勝寺に入つて田僕となつた。當時最勝寺は牛を飼ひ、寺田の耕作に力めて居つた、即ち先考を雇傭して専ら是の労役に任せしめたのである。先考弱冠なりと雖も銳意附託に背かず、野耕山樵牧牛の業に勵み、以つて己が事としたのである。爲に逐年收穫を増加して、寺門の活計益富裕を致した。而も先考は自ら之に甘んぜず、窺かに習學に志して、修養に勉めたのであつた、爲に數輩の寺徒をして其の勤勉に服せしめ、住持關宗長老も亦其の忠實を感賞して、信賴益厚きを加へた、従つて早く已に鄉民の輿望を擔ふに到つたのである。こゝに於て住持並に田中家關係の者相圖つて、檀頭田中澤造家の親族たる彌五郎の嗣養子たらしめんとしたのである。併して當時彌五郎は、既に明治元年七月五十八歳にして死沒し、其妻ゑん(後明治八年四月四十五歳にて死亡す)と二人の娘のみであつたが、遂に全く其の議が熟したのである。而して此の勞役期間は僅かに一年有半であつたのである。

以つて其の成人の一斑を見るべきである。

第二章 田中家と入家

田中彦平家(先考世帶當時の主人)は、庄川區に於て十數代(初代月岩居士享保十六年歿)の家系を有する豪農である。彦平は小谷寅吉の長男が養子入家したもので、其の妻たること。女は先代の一人娘である。先代は即ち澤造で其の父は六兵衛、其の母はかやと稱したのである。澤造は庄川村小山傳松の妹を迎へてこと女を生んだのである。兄弟は六人で弟を彌五郎と稱するのである。〔長男澤造、次男彌五郎、長女小りゆう(楠本家)おりゆう(平、小島)とは、(巨海林吉母)忠兵衛(平湯川長四郎)〕

彌五郎は、五郎兵衛老夫婦(子女は皆死亡)の家督相續人となつて、岩田村大

宇田熊、山本銀治娘ゑんを迎へたのである。ゑんの妹は朝來山本新吉へ嫁した彌五郎は資性甚だ淳朴で、養父の田畠を澤造家に預け、獨力で働いたのである。そうして力量人並では無かつた。妻も亦貞淑で克く家事に勉めた。そうして二人の女兒を儲けたのである、姉をせんと云ひ妹をひさと云ふのであつた、即ち兩者共に先考の室である、而してひさ女は即ち吾等が慈母である。

先考は前叙の如く最勝寺に於て修養を積んだ。人格も既に相當に出来上つた。住持の關宗長老や、野田家、田中家、其の他の協議が調つて、彌五郎家の養嗣子として入家することに確定した。彌五郎の長女せんと配偶せしむる爲であつた。そうしてまだ華燭の典を擧ぐる日は決定されて居らなかつた。然るに偶々彼の女は苟且の病に冒された、醫療の未だ發達せぬ時代ながら、十分の手當を加へたのであつたが、御々容易に快復せない日に

衰弱を加へた。周囲の心配は並々では無かつたが、遂に絶望の域に達した。今は彌五郎家の相續問題も、全く不安となつて來たのである。そこで關係者一同熟議を遂げた結果、前來の誓約を重んじて、彼の女が一縷の命脈のある間に、先考の入家を懇望することになつた。先考の父は隨分頑固であつたが、先考は道義辭すべからずとして、敢然之に應じて遂に入家したのである。そうして彼の女が病苦に悩める枕頭に、其の夫として彼の女が臨終の精神的慰安を與へたのである。而して彼の女は三日を出でずして、笑つて鏡臺を打破し、白玉樓中の人と化し去つたのである。先考は義の爲に身を犠牲にした、そして彌五郎家を相續した。郷黨皆其の徳義の厚きに感じたのである。最勝寺關宗長老及關係者は、益々其の篤行を愛した、再び亡妻の妹ひさ女を推して、之に配合せんことを提議慇懃した。遂に十目十指の贊する處となつて、事實上の正妻と定め、伉儷の契を結んだのである。

る。時に明治六年先考二十三歳、母は妙齡十七歳であつたのである。

第三章 家業と資産

家業は元來純農業である。此の地方には副産業とする何物も無かつた、唯下級の農民は小作の傍、牛屋谷區有山林其他に於て製造する木炭の運搬と、區有山に入つて薪(割木)を採つて田邊に鬻ぐ位であつたから、中流以上の農家は農専門で、是に要する準備事業のみである。そこで五反百姓と云つて、男一匹の腕で五反の田地を、米と麥と年二回収穫するのが、一人前であつた。先考などは二人前近くも耕作する手腕があつた、餘程手早くて親切叮嚀でなければさうはゆかぬのである。然して普通五反の耕作と云つても、それに要する肥料(柴を茹つて牛に踏ませる)牧牛、繩、筵、俵の製造等が附隨

する。其の他生計上の燃料の伐採、或は植林の手入等を加ふれば、御々容易の事業ではない。其の上先考の如きは幾多の公職を持つて居る、區長、村會議員、社寺總代、其の外頼母敷講の世話役、冠婚葬祭の世話人等々、御々要務雜多である。晨に星を戴いて出て、夕に月を踏んで歸ること、終歲變りなき刻苦であつた。そこで先考が譲り受けた資産であるが、幾何程あつたか。彌五郎は性甚だ馬を愛し、多くは馬曳をして居つたとのことであり、本家よりは何程の分配をも受けて居らなかつたであらうから、五郎兵衛より引續いだ資産が、先づ田畠五反に山林一町歩と見れば大差なからうとのことである。後ち先考が自から年々手入をして來た山林なども、地券を本家に依託してあつた爲に、本家が隨意に賣卻したこともあつたさうである、これは本家よりの譲受の無い證左ともなるのである。先考は入家以來忠實に家業に精勵して、年々資産を増殖したのである。明治十九年秋には内の川

野田民治家の造酒倉庫を購入して、倉、座敷、納屋の増改築を行つた。勿論一棟であり、座敷は八疊に床、押入付に過ぎぬが、當時の庄川區では唯一の離座敷であつたのである。年々勤勉の上に質素を旨としたが、子供が次から次と出産するので、是が教養には少なからぬ努力を要したことである。然して一方には宛然村内の私立金融機關の如くに、常に區民の窮乏逼迫を憐み、或は事業援助の爲に、低利資金を融通したのである。其の口數は大は百圓以上小は數圓を合せて殆んど四五十口もあつたであらう（吾十二三歳の頃）にして中には利金は愚か、元金の踏倒しも三四分通りはあつたやうである。夫れにも拘らず先考は救恤を精神として、自利を貪るのではなかつたのである。中老以後は殆んど公共事業にのみ没頭して、家産の増殖は全く中絶の形となつた、而も六十歳を最後として長逝した當時の遺産は、相當多額に達して居つたやうである。現在田中貞吉の財産は數萬圓を算するであらう。

尤も貞吉の護持宜しきに因つて、天惠的に増殖されたものも少なく無いからであらうが、山村の一農夫として、勤勉質素の陰徳に依らずんば苟んぞ此に到らんやである。而して此の章は啻に物質を論ずるのではなく、刻苦の偉大なる徳を語つて後昆の範とするのである。

第四章 公職と公益

先考は田中氏入家後、明治十二年、二十九歳より區長の任に就いたのである。中にはまだひ若い者がと譏つたとのことであるが、輿望の集まる處止むを得なかつたのである。爾後凡そ郷間に有らん限りの、各種の職務に就き若しくは參與したのである。前章にも記した如く、村會議員、區長、社寺總代、學務委員、講方、外に冠婚の媒介、葬祭の斡旋、破産の救濟、各種事業の計畫、さ

ては夫婦喧嘩の仲裁までもであつた。夫れが爲に雜多の小問題は、僅かに仲介に立つた聲を聞いて直きに鎮靜した程であつた。如是にして村治上終始一貫して貢獻する所が甚だ多かつたのである。今其の特殊事件を摘要すれば。

第一項 山論事件

現今の北富田村は素と内の川、保呂、平、庄川の四ヶ村に分れて居つたのである。人戸は内の川七十餘戸、保呂四十餘戸、平六十餘戸、庄川七十餘戸である(當時の戸數)而して各村の田地は、内の川五十餘町歩、保呂三十餘町歩、平三十餘町歩、庄川三十餘町歩である。又山林は、庄川四百餘町歩、内の川百餘町歩、保呂百三十餘町歩、平八十餘町歩で、庄川が最優等である。元來是等の山林は總べて寛政九年田邊藩主安藤家領有より各村の請山となつたもの

である、而して庄川村牛屋谷、郷地谷の山林は、各村の山林に比し最も優良であつて、松杉檜の良材と薪炭の原料たる雜木林である。故に區民は此の受益に因つて、永久に區費の負擔を免かれて居るのである。之に反し他の三ヶ村は、燃料肥料用柴にも缺乏を來す状態に置かれて居るので、從來庄川區有山林の一部郷地谷露浦等七ヶ所に入會山(約八十町歩)を設定して天然生茅柴を刈り取ることを許容して、他の區民に恩恵を與へて居つたのである。然る處明治十二年に到り、舊公有地の官民有區別調査を命ぜられたのである、是を奇貨居く可しとなした他三ヶ村の代表、鈴木房吉、野田民治、内川萬吉、(以上内の川)吉田彌七(平)保呂何某等は、謀略を以つて庄川區有山林を掠奪して、全村共有山林と爲さんと謀反したのである。而して他三ヶ村には奸智に長けた謀略家が多い、庄川區民は元來淳朴寧ろ鈍愚である、故に俗に赤子の手を捻ぢると云ふ鹽梅で、遮二無二強奪を圖つたのである。茲に於て庄

川區民の驚愕と憤怒は、一方でなかつたのも當然である。區長たる先考は敢然率先して、田中彦平、阪本長右衛門、亘海林助、湯川藤兵衛等、區民代表者と緊急協議をなして、之が對策を講じたのである。由來入會山なるものは、他三ヶ村に對する特殊恩惠である。然るを其の恩徳を忘れて、隣を得て蜀を望み、奸策を弄して他を侵害せんとするは、沒倫背徳非義非道も甚だしきものである。此の純理に基いて幾度か是れを峻拒した。然るに元來奸惡に出てたる謀略であるから、愈々詭辯詐智を逞うして示威行動を取り、剩さへ之を田邊治安裁判所へ出訴したのである。茲に於て庄川區は裁判所の召喚に應じて立つたのである、其の被告たる代辯人は、即ち先考と阪本長右衛門、田中彦平、亘海林助、湯川藤兵衛等である。先方は代表者の外に、代言人を立てゝ巧妙に策略を運らすのである。此方は重に先考一人之に應對して、少しも逡巡踟蹰する處が無かつたのである。裁判に對する體度は終始公然

明正大である。判官も其の正義至誠を認めて、遂に庄川區の勝訴に歸して、邪は正に勝たざることを公證せられたのである。然るに敵方は敢て之に懲りず、頑惡にも再び和歌山地方裁判所に訴へ出でたのである。先考及阪本長右衛門、亘海林助、湯川藤兵衛等は代表して之に應戰したのであつたが、敵は奸策を以つて司直の官を弄した、其の結果不合理にも庄川區の敗訴に歸したのである。時に三ヶ村の區民は一齊に庄川山林に侵入し、大いに戦勝的示威行動を示して威嚇したのである。於茲先考等は再び敢然として正義を強調し、大阪控訴院に提訴した。此時先考は専ら内務に任じた、村内の統制、他村の強迫、軍資金の調達等、にて外征することが出來ない爲である。それ故亘海、湯川、坂本等が代表として立ち、且つ代言人を雇つたのである、因みに當時事件を起せば殆んど代言人の餌食となつたのである。而も當時山村の情勢として此の舉に出でたるは、全く正義にして勇敢なるを見るべ

きである。のみならず、其の苦辛慘憺は全く言語を絶するのであつた。然るに天道人を殺さず、先考等の正義に基く努力は、遂に茲に報ひられ、爲に邪黨を屈伏せしめて、完全に勝訴に歸し、乃ち凱歌を奏したのである。而して當初より茲に到るまで、實に三ヶ年の星霜を費し、且つ多額の資金を失つたのである。而して又此の事件の大體を通じて其の役配を見るに、先考は若干年にも拘らず、或は内に或は外に最も難局に處して一騎當千の苦戦を續けたのであつた。

邪は正に勝たざるは自明の天理であつて、遂に勝を制することを得たのであつた。が他の三ヶ村は猶之を不服とし、再び田邊、和歌山、大阪控訴院へ、順次再審控訴したのであつた、而して田邊、和歌山は棄卻せられ、大阪は最後に取り下げて、遂に屈伏したのである。然るに茲に奇怪にも此際官有第三種に編入せらるゝに到つた、區民は大いに驚いたのであるが、先考等の努力

に依つて、四ヶ村の名の下に拂下を受け、先考は恨みに酬ゆるに徳を以てするの道德觀念と、善隣友好精神からして、區民一般の反対を制して、他三ヶ村の罪を問はず、少分の義金を納れて、卻つて醜葛藤を一掃し、將來の禍根を除き得たるを喜び、從來の如く入會山を設定して、同郷村民に對する憐憫的恩恵を垂れたのである(契約書交換)。而して、牛屋谷山林は此の事件外であつたが、此際等しく官有第三種に編入せられた、そこで長谷虎右衛門(舊民族)の名義を以て緣故拂下を受けたのである。如是く此の事件は實に一世の大事件であつたので、先考等の誠意熱情と、其の智略の啻ならぬことを、判官始め近郷一般の認識する所となつたのである。併し此の間に容易ならぬ狗肉策も行はれたのであつた、それは和歌山裁判所の敵を利する手段に強要せられて、所謂局に當る者は迷ふて、阪本長右衛門、田中彦平、巨海林助、湯川藤兵衛等が、田中彦平宅に於て、區有山林證書を偽造したことである、これは長

右衛門が發頭人であつたが、先考は幸ひこれに參與して居らなかつた、若し先考に告げたならば必ず之を否定するからであつたのである。然るに小山平吉なる者が、款を敵に通じて偽證文たることが暴露されたのである。ために文書偽造行使罪を構成して、長右衛門、彦平、は各一ヶ月の懲役に處せられ一等を減じて二十日の服罪を爲し、其の他は放免されたのである。先考は一旦取調べを受けたが白日晴天であつた。如是く思慮に乏しき淳朴の良民を苦しめた此の葛藤は、今猶ほ想像するに餘りあることである。嗚呼何時の世に於ても、奸惡なる人智の害毒の恐るべきことは、洵に記憶すべきである。猶ほ又本事件に關し最勝寺恭宗長老は先考の參謀として、多大の援助を與へたことは、遺忘することの出來ない事實である。山太平記の序文に、惻隱の心なきは人に非ず云々と書き起して居るを見て知るべきである。猶ほ本事件の顛末を著せる山太平記の全文を掲げることとする。

而してこれは恐らく恭宗と先考との合作であらう。

山太平記

緒言

夫れ惻隱の心無きは人に非ず、羞惡の心無きは人に非ず、辭讓の心無きは人に非ず、是非の心無きは人に非ざる也。と宜なる哉言や、茲に明治の昭世に處し萬機維新の際を奇貨とし、彼れ衆を恃んで吾村所屬の山地を同等入會なりと唱へ、法廷に訴ふ是れ其四心を失ふ所以なり。茲に於て吾村委員力めて其不正不理なるを辯駁するも一勝一敗、尋て大阪控訴院に訴ふ、吾村委員百折不撓銳意以て之に當り、延て三ヶ年の春秋を経過し、資も亦大に缺乏す、實に村民の辛酸思ふ可きなり。邪は正に敵せず、妖は徳に克たずと、終に吾村民の正理目的を貫達せり。茲に妖雲始めて散じ、舊に依て青々たる

山色を見るを得たり焉。其の詳細に至つては本文を見て知る可きなり、然りと雖も紙筆限りあり、強て其の穴塹を省く矣、後世子孫乞ふ其一を擧て以て其三を明め、其情を推して以て其意を察す可きなりと云爾。

吉田自謙誌

本村は舊田邊藩安藤飛驒守の領地富田組の部分なり。然して同組各村の山は、皆官山にして孰れも人民の斧伐を禁ぜられ、唯各村其所屬の官山に於て、秣刈を免されたるのみ。我八百三十三番、八百三十八番、八百四十一番、八百五十一番、九百十一番、九百十三番、九百十六番、九百十七番、九百四十八番、九百六十二番、九百六十七番、乃至千七百十九番、九百二十四番、九百四十八番、九百六十二番、九百六十七番、乃至千七番の山地は、本村領に屬せし官山なりしが、寛政九年安藤家領内の官山一般請山とせられたる際、本村の請山地となれり。降つて明治十二年に到り、舊公有地官民有の區別を取調ぶべき旨、郡廳玄第四百貳號を以て達せられた

り。此令の下るや當時本村の戸長たる吉田の指揮にて、官民有區別取調帳を製し、直ちに其筋へ提出せり。此事たる吉田は平村の人民にして、而かも該取調帳簿中、平、内、の川、保呂の三ヶ村と、我庄川村と入會云々の語を記載しあるのみならず、其他三ヶ村の人民に野心あるを探知したる折柄、同年十二月下旬本縣の派出官吏たる曾野氏の到るに會ひ、其の情實を開陳し更に真正なる取調帳を製し、先きの帳簿と交換するを許容されたり。茲に於て三ヶ村の人民は、前に戸長が官へ捧呈せしは真正の帳簿なり、然るを今や庄川村は一箇の利益を計らんが爲め、専擅の取調帳を製し、先きの帳簿と交換をなしたりとて、我が派出官吏に帳簿を進達せしを名とし、専ら入會の説を唱へ剩へ我獨有の權利ある山地に立入り、柴薪等を伐採するも咎むる勿れ云々と、益山地の爭論を挑めり。是に至りて我人民は嚴然侵入の豫防を加へたりしが、三ヶ村の人民は之を田邊治安裁判所へ出訴に及び、同廳より我

人民を喚起し、双方出廷討論甚だ鋭く或は駁し或は辯じ。三ヶ村は入會山の説を主張して止まず、我村は決して然らざる旨を辯陳せしに、官も亦三ヶ村の不可なることを示すと雖も、三ヶ村人民は其説論に應ぜずして、終に和歌山始審裁判所に訴る處となり、我人民止むことを得ずして、同じく出廷し辯論駁撃夥多に涉り、該件荷擔のものゝ苦心艱難言ふ可からず、既に明治十三年十一月九日其の端緒を開きし以來、共に家業を失ふに至れり。然るに同年十二月、双方の論點も全く盡き今や公明の御裁定則ち我村の勝を得るや必せりと、日を屈指して待居たるに、蓋ぞ計らん極月二十七日不當の裁判にて、四ヶ村の入會山なりと判決せられ、加ふるに訴訟入費は我人民の負擔すべし云々と、既に不當の裁決を受け我人民の不幸幾多ぞや、實に名狀すべからざるなり、然るに是迄該件に從事するや、彼は三ヶ村我は一ヶ村にして固より資額の對せざるも、更に屈せず真正を貫徹せんとせしに、上之れを知

らず不明にも爭論の山地は皆な入會山なりと断定せられ、我人民は切歎慷慨悲憤に堪へず、再び奮つて心を一致し、明治十四年三月十五日、大阪控訴裁判所へ訴願に及べり。三ヶ村も之に應じ辯論駁撃尙一層を添へ、證據物も亦稍密にして其正曲を知らるゝ日なく、茲に一年有餘の星霜を重ねるも、未だ其勝敗を決する能はざりしが、時ある哉天曲者を助けず、明治十五年五月八日公明の裁決を得たり、之れ則ち我目的を達し、三ヶ村より争論に涉りし山地の内、唯僅かに苅草入會を免されたる地あるのみ。我人民の雀躍欣抃譬ふるに物なく、皆な萬歳を唱へたり、是に反して三ヶ村の愁傷限りなく、且議論紛々にして十五年五月三十日、終に控訴院へ判決書の説明を願出たるに依り、則同院より同年六月一日該裁決書の説明を下されたり、其文に曰く、入會山争論控訴件裁決書中(苅草)の文詞中、天然生の茅柴を包含せしものと心得べし。とはれに因りて三ヶ村の見解に、柴は是れ薪に使用すべきなり、

然れば採薪するに何の妨げがあらんとて、動々(堂々か)懽喜の色を覺はしたり、我人民は然らずとて、同年十月十六日又之れに對し裁決書の説明を乞ひたるに、同十一月八日該説明を下さる、其文に曰く、入會山爭論控訴件裁決書中(苅草)の文詞中、天然生の茅柴を包含せしものなりと説明せし柴は則ち柴にして尋常薪に使用せざる柴なりと心得べし。と此の文の下るや恰も裁判確定の日に向ひ、三ヶ村の人民等切歎甚しく、既に其功なきにも拘らず、依然に山地入會權爭論云々の名目を附し、田邊治安廳へ訴へたりしが、再審に係るを以て却下され、尙之にも服せず、尋て明治十六年三月二十四日和歌山始審廳へ訴るも亦然り、此時に際し彼も我も夫れを訴へ是れを訴へ、其枝葉に涉る諸件舉て數ふ可からず。然るに三ヶ村の人民は明治十六年九月再び大阪控訴院裁判所へ再訴す、此の時に當り三ヶ村の内平村の人民は漸く悟る處あり、其擔當者へ就くを厭ひ、獨り我村に向ひ金圓を納れ以て前惡を

謝し、我七ヶ所の山に入り、薪に使用すべき柴を苅得るを許容せられんことを哀願す。我人民も本件に夥多の金額を費やし、實に困難に陥りし時なれば、其乞ふを容れたり。然るに二ヶ村の人民は如何とも爲すべき道なく、竟に己我が非なるを察し、同年八月八日我人民に向ひ金額を納れ裁決の外恩惠を垂れ、尋常薪に使用すべき柴を、苅採するを特許せられんことを哀願すること日々に切なり。茲に於て我人民集會協議し、利害得失を計り、同年十二月九日哀願を容れたり。然して三ヶ村は先きに大阪控訴院に訴へたるを取消し、双方の間和解を表する爲として契約證なるものを製し、當村最勝寺に於て交換し、且酒を酌み從來の宿意を散ぜり。然るに明治十七年十二月彼の論所たりし山地は皆官山となり、尋て拂下を乞願するに、四ヶ村合併にて事を成さざるを得ざる場合となり、明治十九年七月共に申請をなすと雖も、我村は固より入會上特權ありて、該拂下げを許可なるも、自から其厚薄あ

るあれば、茲に契約證を認め互に交換し置く、向後の人必や惑ふ勿れ。

明治十九年十二月

右事件擔當せし人名左の通

阪本長右衛門	湯川藤兵衛	田中芳松
田中彦平	阪本榮松	亘海林助
小山唯一郎	小山節藏	湯川嘉八
小山瀧藏	湯川浅造	

上來記述する如く、無量の苦心慘憺たる歴史を有する、郷地谷其他の區有山林百三十一町歩は、大正八年に至り、區有財產整理法に依つて、遂に北富田村有林に收容せられたのであるが、これは全く時世の變遷に應ずる國策として亦た止むを得ざることである。

第二項 牛屋谷山林分配事件

山論事件に幾多の苦楚を嘗めた後十年、孜々として山林の保護經營に努力を拂つて居つたのである。然るに明治二十四年に到り、再び禍は蕭牆の内より起つたのである。山論事件當時其の擔當者の一人であり筆生であつて、稍や才氣に勝れた壯年の小山唯一郎は、愚昧なる區民を教唆して、牛屋谷山林の分配論を提唱したのである、そこで眼前の利慾に眩惑さるゝ愚民等は、唯一郎を支援して囂々と騒擾を惹起したのである。於茲先考及田中彦平阪本喜七等は、嚴然として之に反対し、且つ諄々として理非を説き、百年の幸福を失ふべからざることを諭したのであるが、大勢は濁流の決するが如くて容易に支へられない、然るに村長野田民治氏等も來つて之を懲憲するに至り、遂に涙を呑んで全區民の意志を敢行せしむることとなつたの

である。此の分割の爲に區長たる先考は、又容易ならぬ苦心を拂つたことは、想像に餘りあるのである。然して分割の結果、區民は一時的の歡喜に酔ふたのであつたが、未だ半月をも経過せざるに、早くも漸次賣卻を始めたのである。而してそれは舊債を償ふにあらずして、皆一時の生計費に充つる爲であつたのである。如是にして數年後の牛屋谷は悲しむべし、殆んど十分の九は他村民の所有に歸したのである。即ち山論當時の功勞者たる巨海林助は、新庄村南平藏に頼使せられて、山林賣買の周旋業者となつて、殆んど是等區民の分割山林を、南平藏の手に歸せしめたのである。而して又發頭人たる小山唯一郎の如きは山林の賣卻は勿論素封家たりし小山家の礎石をも覆へすに到つて、爲に親屬の離反を受け却つて先考に救はれたのである。如是にして古來幾千年の名山にして、近世の區有山林たりし牛屋谷の誇りも、遂に不義の徒に禍ひされて、其の眞價を失ひ。多くの區民は分割

に因つて、却つて從前に勝るの貧窮と、一世の物笑ひを招く結果を來し、今や眼前に鬱蒼たる山色眺めて、只空しく悔恨の涙に咽ぶのみとなつたのである、嗚呼憐むべく復た憎むべく、而して其の耻辱は千歳雪ぐに由なきことである。然るに幸ひにも爾來四十二年後の今日、尙一指を染めず之を意義深き唯一の家産として持續しつゝある者、先考の相續人田中貞吉及び阪本喜七、湯川興吉、小山代治郎、阪本繁藏、小山由平、小谷駒吉、小山節藏、湯川虎一等がある。更に大いに慶すべきは、昭和八年に到り先考の次男田中晋吉發奮して、舊南平藏所有に係る牛屋谷全山林(四十八町歩、實測百五十町歩)を買収して、完全に自己の手に歸し、以て之を永久に保存せんとする事は、全く一區の名譽を回復し得たもので、且つ區民全般に少なからぬ利益を與へるものである、其と同時に先考地下の靈を慰むるに足るものと謂ふべきである。

附記 山林分割登記に當つて、先考は阪本喜七をして其任に當らしめた。容易に書換が

出來ぬとて空しく歸り報じた。先考叱呼して曰く、汝登記を了ぜずんば歸り来る勿れと、阪本去つて極力請願應接八十餘筆を三日にして了へ歸つた先考乃ち諾すと、阪本の直話である。

第三項 村役場合併論

舊西牟婁郡富田郷は、十九淵村外八ヶ村に分立して居る。其の面積は三、七〇四方里其の人口は約九千人(昭和八年調)であつた。各村に役場を設置することは經濟的不利であると考へたものか、明治十五年頃縣令に依つて之を合併して、一役場となすべく諮問があつた、或は縣令ばかりではなく、主張者の訴へもあつたものであらう。此問題に就て各村は議論紛々であつた、北富田の如きは小村ではあり差したる不都合は感ぜぬからと云ふので、戸長野田民治氏及議員等も合併賛成論であつた。然るに先考は獨り之に反対した。地理、經濟、人情、人物、社寺等總べてを各異にして到底統一は出來

ない必ず破綻を見るであらうと云ふのであつた。併して衆議の決する所遂に合併を斷行して十九淵村日神社々務所を充當したのである、然るに僅かに四、五ヶ年を経過したる明治十九年に至り、卻つて事務の混雜を來し諸種の便益を缺くが爲に、復舊して再び各村獨立することとなつた、先考の明鑑見るべしてある。而して此の際十九淵村外八ヶ村は東西南北の四富田村に統一すべき議論が生れた、北富田村は内の川、保呂、平、庄川四區の統一である、是れに對しても先考は獨り反対して滔々と論じたのであつたが、遂に統一せられて今日に及んだのである。

第四項 水害堤防工事

明治二十二年四、五月の交より旱天打續き、郷土雲霓を望んで居つたのであるが、七月二十二日に至つて豪雨山川に氾濫し、富田川流域の一大洪水と

爲つた。北富田村は保呂、内の川は堤防決潰し、人畜の死傷、家屋田畠全部流失の慘状を呈した、平字も堤防破壊し田地の大損害を被つた、庄川字も堤防破壊田園流失した。而して先考の家屋は、床上三尺までも濁流浸入したのであつた、それは上面の堤防が決潰して而も塵芥が母家との通路を塞いだ爲に池をなしたからであつた。此の一大災厄は内の川保呂に於て約五十人の溺死者を出し、他の家畜家屋田畠殆んど全村過半數の滅亡を被つたのである。内の川野田家の如きも同様であつた、村民は災後の生活整理に手の著くる處を知らなかつた。於茲先考は蹶然起つて、自家の災厄を顧みず公事に奔走したのである。就中窮民賑濟の第一策として、保呂内の川地域内の富田川左岸堤防延長約貳百間の復舊工事を小山代次郎、坂本喜七等と共に協力して請負ふたのである。工事には老幼男女に係らず村民悉くを使役して、其の日の賃金を支給し、且つ白米を搗き出して廉賣する等、一時

の危急を救済したのである、又工事は田地の土砂を採掘して用ひた爲に、田地の復舊に大なる利益を與へたのである。此の事業の爲めに、村民は大いに是を徳としたのであつた。

第五項 最勝寺移轉事業

明治二十二年大洪水に、富田川流岸庄川口に在つた最勝寺は、幸ひ流失の厄は免れたが、濁水の浸入に天井を没したのである、災後柱傾き梁歪んで泥臭紛々であつた。更に明治二十六年再び大洪水に浸された、それは二十二年の惨では無かつたが、頻々たる災厄に移轉の必要が逼つた。住持恭宗先考と圖つて、其の工を起さんとしたのである。庄川、平、兩區の一般民は、水災疲弊の折柄で、其の経費の負擔に悩んで、殆んど之に應じないのである。獨り先考は兩區民を淳々と説破した、祖先の靈場を荒廢させて置いて、何を以

つて吾々が生活して居れるか、庄川區のみにても是を斷行して、寺門の安全と莊嚴を保たねばならぬと、堅き決心を示した。於茲漸く衆議の容るゝ處となつて、遂に明治二十九年現在の山腹に移轉事業を竣工したのである。勿論起工より竣工まで一意專心努力を拂つたのである。之に因つても正義のある處何物をも動かすの概あるを見るのである。

第六項 神社合併論

明治四十二年の頃原内閣の當時、敬神崇祖の觀念を振起する一法策として、閭巷の小社、無名の祠廟を撤廢して、一村一郷社に歸入すべきを指令したのである。所在多くは其の策を然りとなして、著々之を撤廢したのである。爲に一區の風致千年の老樹をも顧みず、悉く斧鉄を加へて少なからぬ利益を得たのである。一方官司の俸祿も甚だしく増額して北叟笑んだのであ

る。此の機運に乗じて我庄川字の河内大明神(四富田郷社日神社祭神若一王子權現の姉宮)も、將さに其の災厄に罹ることとなつた。於茲先考は嚴然として其の不靈を說いたのである。幾百年來郷土を守護し給ふ神靈を、其の鎮まる處無からしむるは、斷じて敬神の道ではない、洵に恐るべき不祥を招くであらう、汝等若し聽かずんば吾れ一人之を祭祀せん、尙ほ容れずんば宜しく吾が滅後を待てと云ふのであつたが、國家の威權に壓迫されて、終に其神體のみを日神社に合祀し、境内は遙拜所として舊形を保存することにした、爲に今猶ほ靈域老樹森々として、行路の人をして瞻仰せしむるに足るのである。於戯敬神崇祖の實を全うしたるものと謂つべきである。

第七項 野田家訴訟事件

舍兄虎吉元來酒色に溺るゝ如きものでは無かつたが、明治十六年前後、一

時悪戯に耽つた、土民のお祭り遊びである。嗜きこそ物の上手なれであるに、甚だ下手であつた、爲めに毎に先考に負債を乞ふた。老父遂に家産を蕩盡せんことを惧れて、家財の地券(七反)を、五ヶ年間先考芳松名義に書換へしめたのである、乃ち戸長望月伊太郎に提出した、望月之を僥倖とし横領して私の抵當物件としたのである。茲に於て先考は望月に對して之が返却を逼つた、將に告訴せんとするや其の機に臨んで鈴木房吉及び野田民治等仲介して、一夜の猶豫を與へた、而して遂に其の夜望月をして逃亡せしめたのである。事茲に到つては如何ともなし難く、老父吉造は先考に一切を委任して、田邊區裁判所に訴訟を提起したのである。乃ち先考は全責任を擔つて訴庭に立ち、事理を盡して望月の非違を説き、判官の公明に訴へたのである。而も遅々として進捗を見なかつた。其の出廷に當つては糧を包んで曉天窓かに家を出て、夜に入つて路を更へて又空しく家に歸り、殆んど家事を

を廢して之を顧みるに暇なかつたのである。一日長女光僅かに一歳、顔面大火傷を負ふて將さに死に瀕した、然れども敢て之を顧みず、又翌朝出廷の爲め出て去るのであつて、只訴事の爲に苦心慘憺、獨り空しく胸懷を傷むるのであつた。母もまた時々に之を慰むるの外はなかつた。而して此の間の虎吉の心事はどうであつたか。是の如きもの春風秋雨實に三星霜の久しきに亘つた。而して之に要する費用も亦莫大であつた。聞説く誠心一なれば則ち神明之れに通ずと。幸ひなる哉至誠の通ずる處、遂に判官を感じし、被告を慚愧せしめ、全物件を回収することを得たのである(望月に對する債權者は氣の毒であつた)先考歡喜に堪へず、訴廷に在つて熱淚を滴て、判官に謝して歸つたのである。先考は直ちに是を老父面前に提出して、共に喜涙を催した、然れども其費及び其の勞に酬いらるゝことはなかつた。而して虎吉は爾後勤直に歸して、家業に精勵するに至つたのである。

先考曾て語て曰く、世間の苦勞は多く嘗めて來たが、内の川の訴訟問題程苦しんだことは無かつた、冬の日の寒い訴廷で、なんぼ説明しても取り上げて呉れぬ、そして握り飯を袂から出して、一口の湯茶もなくかぢり付いたことは、今に涙がこぼれると。嗚呼先考素より父兄の恩に報ゆるに身命財を抛つたものであるが、實に是れ陰徳行の大なるものであつて、これ等は全く先考にして始めて得べしである。後昆の者冀くは以つて千歳の龜鑑となせ。

第八項 其の他

區有山林及開拓事業等に盡粹すること終始一貫、又北富田村治政の上に於ても、常に正論を持して成果を擧げたのであるが、其他に於ても、前記小山唯一郎破産問題には、自己の債權(田地三反歩)を放棄し、且つ其親屬の離反

せるを説いて遂に之を整理したのである。又湯川六之助の破産整理事件、山本久吉の破産整理事件、内の川鈴木庄吉請負失敗事件、鈴木長治郎請負失敗事件等、何れも皆な相當重大問題であつたが、全力を傾倒し自費を惜まず之が解決を圖つたのである。而して是等の類は到底枚舉に遑が無い。其他凡そ郷土百般の事、大小善惡一として先考の手を煩はさぬものは無かつた、而して又一として成功を見ないことはないのであつた。蓋し是れ其の仁其の徳の致す處に非ずして何んぞやである。

附記 吾れ曾て先考に事を成すの秘訣を問ふた。先考曰く、『別に秘決なし、只罪を一身に擔つて慚謝するのみ』と峩山禪師曾て旱天請雨祈禱を爲す大衆に垂示して曰く、『汝等一切衆生惡業の罪を一身に擔つて慚愧禮謝せよ、然らば天地を感動して大雨あらん、若し雨ふらずんば天に雨無きなり』と至人の言皆一なり。

家族に對する先考は甚だ寛仁大度であつたが、嚴の一面を深く藏して居るので、自から犯すことが出來なかつたのである。

第一章 室

先室。せん女は田中彌五郎の長女で、前叙の如く婚約成つて、先考の入家と同時に病没したのであつて、明治五年二十歳であつた。室ひ。さ女は彌五郎の次女で嘉永十一年三月某日の誕生である、明治六年十七歳で先考の本室となつた。而して其の父は彌五郎、母は岩田村大字田熊、山本銀治の女ゑん。である。

ひ。さ女は稟性稀に見る温順で、而も聰明である。其の夫は俗に云ふ贋養子にも拘らず、成婚以後先考に隨順すること、四十年一日の如くて、一言の逆ひもせなかつたのである。先考酒を嗜み客を愛した、春秋の別なく客來れば必ず手を罷めて、宴を開くのであつた、夜間深更二時に至るを毎とした。母は酒肴を斡旋し、座に侍して少しも厭ふ色がない、而も自らは一滴も口にせない。先考他に宴して歸るや、亦深更醉歩踊跚である、母出て之を迎へ曾て憂ふる色がないのであつた。先考は多くの家業と公職に奔命して居る、是が内助は郤々容易のことではない。加之十七歳にして長男貞吉を擧げた、爾後七兒を得て鞠育教養に暇がない。而も敢て多く手を他人に借らなかつた。出でゝは耕し入つては紡、縫、織、濯、或は筈、浴、米搗き、炊爨、生計一日の勞苦すら言語に絶する、四十年間寂に就くは實に深更一時であつた。嗚呼、勤めたりと謂つべしてある。先考歿後猶ほ能く家政を指揮して、子孫の教

養に力めて吝ならぬのである。即ち陰徳の報ゆる處今年七十六歳尙ほ強健、身心、安祥として老を養つて居るのである。吾れ曩きに法名を製して壽春院安室妙永大姉と號して居る、曾て吾に教へて曰く、倉の中の財は盡ることあり、身の中の財は亡びることなしと。吾れ服膺して今に到るまで終に忘れずである。

第二章 嫡子女

長男貞吉明治八年七月十八日生。資性謹嚴寡默内に才藝を藏す、六歳より村叟に學び十二歳役場筆生として給仕す、爾後明治三十三年より書記に任ず、大正元年先考歿するに到るまで、前後十餘年間書記、收入役、助役に續任し、野田村長鈴木村長を補佐して一意村政に盡瘁し、百般の經理治政一とし

て其の手に出でざるはないのであつて、以つて優良村の面目を保持して居つたのである、又信用組合を組織して金融の道を講じた、是が全國の嚆矢である。是れ蓋し先考導くに變理の明智を以てせるの賜である。明治三十七八年戦役の功に依つて銀杯壹箇を賜はつた。又大正元年功勞により北富田村會より表彰せられた。大正元年先考歿し家督を相續するや、此の大厄に際會して心氣頓に沮喪し、専ら靜養に力めて復た出でず、只能く家産を増殖し子女を養育し、將に老に及ばんとして居るのである、明治三十一年小山長藏次女なかを娶つて四男一女を擧げ、長男定一職を小學教員に奉じて居るのである。

次男晋吉明治十二年三月三日生。資性穎悟聰敏、而も恪勤倦むを知らず、克く先考の體を得たるものである。幼にして村叟に學び讀習最も力む、毎宵燈を圍んで自習す晋吉朗々戸外に徹す、時に客あり父の談を妨ぐ、其の制

するに逢ふも聽かず、勤勉概ね如是であつた。十一歳出で、新宮町小山良平商店に入り商賈の業を習ふ、居ること五年、其間讀書に耽り漸く事理を解するに至つた、十六歳棄てゝ歸り、爾來土木の業に勞役に服すること數年、遂に土木請負業を始め、營々として刻苦したのである。明治三十三年家を分つて獨立し、小山瀧藏長女もとを娶つて、長男英一以下六男一女を擧げ、別に庶子二男四女を有して居る。生來の勤勉に加ふるに精勵を以てし、益々事業の進展を來して、齡三十に満たず既に巨萬の富を贏ち得たのである。而して縣下交通の業、東西二郡に亘つて、一に其の手に歸するの觀を呈したのである。曩に村會議員となり、次て明治四十五年郡會議員たり、亦田邊稅務署所得調査委員等に數次當選し、現に今其の委員である。大正十年紀勢鐵道和歌山起點より藤代に至る間の工事を擔當して之を完成し、大正十二年縣會議員に擧げられ克く其の任を盡したのである。爾來縣下交通網開

發に努力して、大正十五年熊野自動車會社を創設し、自ら其の專務に任ず。

而して同會社より金拾五萬圓を縣廳に寄附し、田邊町より大邊路新宮市に、中邊路本宮に達する、自動車道路の開通を見るに到つて、熊野の發展に偉大なる功績を寄與して居るのである。のみならず紀州貝釦會社々長として、地方副業の獎勵に力めて居る。其他國家及縣下の政治問題に一臂の餘力を勞し、代議士の選出縣會議員の推舉等、毎に參謀長を以て之に任じて居る。又地方金融事業、保險事業、經濟問題、教育問題、產業問題、救濟問題、社寺問題、田邊町政問題、等々凡そ百般の社會事業に參與し、自己の利害を棄てゝ、一意地方自治開發に力むることは、隠れたる篤行者として郡内第一人者の觀があるのである。蓋し是れ先考遺徳の賜ものと謂つべきであるが、只だ其業績を見る時は先考を大ならしめたものと云つても誣言ではなからう。而して前記牛屋谷山林を買收する等、今や其の富三十萬に垂んとすと傳ふるに

至つては、人生亦奚んぞ悔ゆるあらんやであるが、唯だ夫れ勉むべし勤むべしてある。

三男敬宗。明治十四年七月十五日生。資性鈍重。二兄の謹敏に如かず、生れて六歳北富田尋常小學校に學び、讀書習字を能くし、毎に首位を争ふのであつた。十歳春第一位を以て第一回卒業生となつた。明治二十五年春十二歳にして、丹後倉梯村龍勝寺(最勝寺徒弟泰龍茲に住す)に入り、倉梯外三ヶ村立高等小學校(第三年級)に入學、同二十七年秋事に因つて歸郷した(卒業認定さる)次で奈良市徳田周氏(病院長)に倚り苦學の功を積んだが、二十九年十月飜然立志剃髪して、京都嵯峨天龍寺峨山禪師に從ふて、參禪辨道の門に入つたのである。明治三十四年十二月徵兵として、大阪歩兵第三十七聯隊に入營した。次で明治三十七年四月、聯隊本部に屬して日露の大戰役に出征したのである。其の五月金州南山に戦ひ、敵の司令塔上に占領旗を樹て、更に

進んで得利寺、蓋平、大石橋、首山堡、遼陽、沙河、黑溝台、奉天の各役に參加して殊勳を奏したのである。同三十八年十二月凱旋除隊、勳七等功七級を賜はつた。而して官は歩兵軍曹であつた。同三十九年春草堂寺恭宗長老の遷化に遭ふて、其の後席を遺命せられたが、棄てゝ顧みず、津送を了へて直ちに京師に走り、天龍寺に歸錫したのである。次で伊豫禾山和尚に從つて東京に赴いたが、又其の秋大德寺に入つて昭隱和尚に隨侍し、爾來八ヶ年専一に參禪修養したのである。大正元年先考の病篤きに遇ひ、歸郷遂に喪に服した。大正三年七月京都相國寺中瑞春院に住持したが、夫れより密々に獨山禪師に參得して、禪門の一大事を究明したのである。而して大正十一年二月金閣寺住職に轉じて今日に到つて居る。此間相國寺會計三ヶ年、相國寺派執事長三ヶ年、紫野中學名譽顧問、同後援會長、成安女子學園財團理事、及後援會長等派顧問、紫野中學名譽顧問、同後援會長、成安女子學園財團理事、及後援會長等

其他公私の職を兼ねて居る。而して又昭和八年五月、相國寺派管長候補に推選せられたのである。

以上略歴に見る如く、十八歳より三十四歳に到る間、兵役四年八ヶ月を除き、専ら禪門の修養に盡瘁し、爾後宗教教育、子弟教養、講演等の外、社會百般の事業に參與して、資財を惜まず之を援助し、専ら禪的機用を活躍せしめつゝあるのである。其の他趣味としては詩書畫を能くし、江湖の賞賛を博して居る。而して其の所作の詩偈既に三千餘首、書畫凡そ一萬枚の多きに上つて居る。又昭和八年四月、文里灣頭に放光庵を建て、父母を祭るの所とし、兼て自の壽塔と成して居るのである。先考庭訓に曰く『獨立自尊心を尙べ。』曰く『植ゑて見よ花の育たぬ里はなし心からこそ身はいやしけれ。』曰く『僧侶は三界の浪人ぢや、乞食をする先が無くなつたら歸つてこい、食ひ分は貞吉に預けて置くから遠慮には及ばぬぞ。』吾れ時に歸省す先考必ず賓

客を以て待遇するを常とした。又曰く『此の世は苦の土ぢや、苦の土と知つたら樂であるぞ。』又曰く『働く爲めに出て來たのぢや、働いてくもとの裸で歸つて行くまでぢや。』又吾れ十歳教育勅語の煥發せらるゝや、二兄と共に一夜にして先考の訓讀を受けたのである。

長女みづ。明治十七年三月十一日生。資性質純恬澹、容色を粧はず、克く貞淑を守る。小學を卒へて後十八歳、楠本捨吉に嫁して其の商と農とを帮助し、家政に力めて居るのである。又老父母に孝養を盡し之を葬つた。捨吉貞吉に代つて村長たること今に二十餘年、更に晉吉等の推舉により縣會議員として輿望を擔つて居る。而して光女が内助の功も亦以て見るべきである。二女あり既に養子を迎へて安住せしめて居るのである。

次女のぶ。明治二十年三月十八日生。資性溫厚柔順。また才藝あり。

小學を了へて後、大阪市に出て、修養を積み、裁縫を學んだ。明治四十二年二十三歳にして保呂楠原辰藏長男に嫁したのであるが、其の母甚だ慳、三ヶ月を出でずして戻歸した。後四十三年西富田村才野岩崎幾松に再嫁した、幾松北米に勞役すること八ヶ年、資財を蓄へ歸つて分家獨立したのである。信女能く侍して逆はず、且つ自ら裁縫に努力して、家政を助けた。大正九年秋吾れが瑞春院の窮乏を憐み、入つて寺務を佐け、次て同十年春幾松と共に再び來つて吾を補佐し、吾れが修養を援けたのである。同十一年吾れの將さに金閣寺に徒らんとするや、苟旦の病に臥したのであつた、遂に腸窒扶斯と變じ、京都府立病院に入院して治療を加へたのであつたが、天其の命を假さず、四月五日三十六歳を一期として、黄泉の客となつたのである。資性先考に酷似して克く仁讓で信義に篤く、貞淑にして陰徳を積み、衆人の愛敬する所であつたが、洵に惜しむべきである。吾れ吾が爲に終生を盡したるを

思ひ、骨を抱いて才野の墳墓に葬り、且つ觀福寺無參和尚に請議して、特に岩崎幾松を居士格に上し、信女に法名を徳室貞信大姉と授與したのであるが、今年既に十有三回忌である。

四男金吉、明治二十四年一月六日生。資性質實純正。才氣あり、小學を了へて東富田高等科に學び、更に圓鏡寺住持に漢書の訓讀を受けた。爾來家業を助け、傍ら舍兄晋吉に從ふて事業を習ふた。大正六年二十七歳にして、田中本家其の養子不肖にして家産殆んど蕩盡せるの後を受け、義の爲にして之を相續したのである。同年湯川與吉長女きくを入れて室と爲し、三男二女を擧げ、爾後營々として土木の業に勵んで居る。昭和八年家屋を改築して大いに面目を改めた。而して村會議員、庄川區長として將來の囑望に充たるものである。

五男俊吉、明治二十七年八月四日生。資性甚だ俊敏であつたが、不幸七

歳脳膜炎に罹つて夭折したのである、將來を期すべかりしに惜むべき哉。

第五篇 疾病と終焉

先考は元來強健の素質を持つて居つた。且つ勤労に因つて攝生は保たれた。然して痛飲家にも拘らず胃腸は健全であつた、只だ癌を持つて居つた。大患に悩んだのは四十五歳の時肋膜炎を患つたのであつた。其の餘は概ね健康を持続したのであるが、晩年は酒量も大いに減じ、曾ては一升にして淨瑠璃を語り角力踊をもやつたのが、二三合にして横臥して談話すると云ふ風になつた。尤も飲み連れも漸次少なくなるにつれて、自然淋しくなつた勢でもあらう。

明治四十五年八月廿五日、畏くも叡聖文武なる 明治天皇崩御あらせらるゝや、先考は一入意氣を沮喪した。越へて九月、日神社に於ける大喪遙拜式に参列したが、急激に腹痛(急性腹膜炎らしきも癰と云つた)を起し、中座して歸つた、このことは非常に殘念がつて居つた。元來勤直で終りを全ふせぬことは無きに、此の時ばかりは堪へかねたのであらう。爾後小康を得たが時々痛みを感じるのであつた、然るにも拘らず性來の勤勉家である爲に、一日の休養も快しとせぬ、母は頻りにそれを憂へたのであつた。『年を取つてからさうく、他所の事に無理までせいでもちつと氣樂に休まんせ』と忠告するのであつた。九月末今日も少々腹工合は悪いが、山林の境界設定に行つてやらねばならぬ、辨當を用意せよと嫁に云ふのである。母は又制止したけれども遂に應ぜぬ。區長阪本喜七其他の議員數名を伴つて、露浦より山脈を踏み分けて、小瀧に向つたのである。晝食を其所で使つた、そ

して冷水一口を飲んだ、忽ち激烈な腹痛を起した、阪本喜七始め一同は大いに驚いて暫くは腹を壓へたが卻々治まらぬのであつた、稍鎮まるに到つて阪本は手を執つて小瀧の嶮崖を攀ぢて下つた。こゝは壯者と雖も登攀に難い處である、而も大病人である如何にして下り得たか不可思議であると阪本も語つた。瀑の麓で又激痛を促した、阪本等は擔荷を調へ之を搬んだ。出合に著いた頃は多くの者が迎ひに出て居つた、そこで取り敢へず有り合せの丸薬を進めた、それが卻つて激痛を惹起したのである。漸くにして家門に近いた、道路を曲つて家門の通路に入らんとするや、開口一番微笑してのぶに云つて曰く、『モ。一。す。ぐ。下。(しも)(區内墓地を指す)へ行つてもよいがマ。ア。一寸。寄。ら。う。か。』と侍する者皆涙を催すのであつた。祖師曰く『七日以前に豫め死の到ることを知る』と又死期を知るは聖賢なりと。家に入つて牀に臥し、醫を聘して治療を施すことになつた、それが即ち九月二十六日で

あつた。然るに晝夜激痛を催す、俗に癪がつめると云ふのである。そこで膂力ある若者共が交代して、強く壓へ劇しく捻むのである、嗚呼恐るべきことぢや、腹膜炎症は最も安靜にせねばならぬに、却つて痛く壓迫するのである、其の結果知るべきのみである。一村近郷傳へて驅け集まり、平生の恩顧に報ひんとするのであつた。日々數十人門前騒擾を極めた。先考命じて曰く、一盞を盛つて謝せよと、爲に一方は日々大饗宴と化して、笑聲歎聲湧くのであつた、先考は頗る満足の體である。病日々に募るや、妹信女吾れの大徳寺に在るに飛電せんと乞ふた、先考制して曰く、『逢ふた時が別れじや知らすには及ばぬ』――吾れ九月の始め歸省歡を盡して別かる、將に門闇を跨らんとす、先考吾が履歎の荒れたるを一瞥して急に吾を留め、鉋丁を呼んで取つて之を削る、乃ち笑つて別れたのである、母送つて最勝寺に到る、阪路を登らんとするや、右足の木履折れて兩斷となる、母之を訝るのであつた、――

信女窓かに電して吾れに報ず、吾れ容易く信じ難かりしも、踟蹰する能はず、歸省の途に上つたのである。十月一日黎明家に著し、直きに病牀に省覲した。頭髪駢鬆、面貌瘦瘠、眼光漸く暗く、皮膚已に光澤に乏しかつたのである。吾が先師峩山老師は十月一日遷化せられた、思ひ合して何となく覺束ない。吾れ病苦を慰めた、先考微笑して曰く『やう歸つて呉れた、其方に一つ頼みがある、それは外でもないが、病氣前に位牌や過去帳や墓地を調査したが、どうしてもはつきりして居らぬ、それは母の姉ぜんは予と婚約をなしたのであるから、當然本妻としてやらねばならぬ、そこで母は後ち添ひの正妻である、この事を明らかに過去帳に書き付けて置いてほしい、其の外には何事も無い』と云ふのであつた、吾れ是を諾したのである。併して服薬を勧むれども、最早や薬に用はないと云つて聽かぬとのことであるから、吾徐ろに懲惣して、病氣に薬と云ふことは、ちゃんと極まつて居るのぢから兎も角お

用ひなさいと云つた、先考首肯して是れより服薬することになつた。モー激痛もおこらぬらしい、見舞客の雜沓ばかりである。夜間何事か語らうとした、侍する者共に耳を傾く、先考曰く、『大きな木が倒れかゝつた時は兩方からかひ棒をしてやらねばならぬ』(楠本捨吉事に因つて產を減ず之を誠むるなり)又區有財產整理問題(山林統一)に就て頻りに意見を吐いた。又暫らくあつて母に向つて曰く『モー式は済んだか』左右其の何の意なるを解せず、やゝあつて母答へて曰く『はい式はモーとつくに済みました』『ア、それでわしも安心ぢや』(明治天皇大葬遙拜式をさすなり、參列の際腹痛の爲め中座せる故、胸底猶ほ不安を存せしなり)と語つて安靜に眠りに就いたのである。翌二日朝來暴風樹を捲ひて天地騒擾す、惟ふに大人の將さに死せんとするや、天地即ち感動す、峩山老師の遷化に臨むや、暴風大樹を摧き、山門の松樹殆んど倒る、吾れ此の故に先考死期既に到れるを察せるなり。

乃ち早天清流に赴いて沐浴し、佛壇を莊嚴して燈燭を獻じ、大般若經理趣分を讀誦して、誠懼を投じ祈禱を行つた。敢て死を救はんと欲するに非ず、天命を正しうせしめんが爲である。先考吾れに謝した。時に音吉來つて、急用の爲め周參見に赴かんとするを告げ暇を乞ふた。先考諾して曰く、『何も吾れを顧慮して居ることは無用ぢや、せつせと働くがよい』。音吉猶ほ踟蹰して去らず。先考の妹たき女言つて曰く、『おぢいけさはゑらい顏色が悪い、なんぞ言ふことがあつたら言わんせよ』。先考曰く、『今になつて何が言ふことがあらうぞい、皆の者が遺言が聞きたけりや、わしの一生仕て來たことが皆遺言ぢや、よく守つてやらつしやい』。吾れ聞き得て覺えず悚然として熱涙雙眼に湧く。嗚呼是れ聖賢哲者の言ならずや、然るに先考は是れ一介白業の凡夫、而かも臨終克くこの禪定力を具して、總に迷妄顛倒なく、三界無明の愛執なし。曩に病を得て家に歸る日の言を綜合し。吾れ窺かに思

ふ、これ幾生の大善智識ぞやと、悲愁を絶して歡喜胸に迫る、一座肅然として涙を拭ふのであつた。午前十一時頃に至つて頻りに起坐を促す、期既に逼れるなり、母曰く『モー暫くしたら醫師が見える、其の時敷蒲團を取換へるからそれまでお待ちなさい』。先考曰く『モー敷蒲團も醫師にも要はないぢや、起して呉れい』。吾等左右にあつて之を制した、蓋し起坐せしめなば必ず氣息が絶へるからである。(義山老師も頻りに起坐せんとせられた、又毛布を取換へんとしたら、モー必要はないと制止された)。此の日音吉田邊町醫師丸山氏を聘す、暴風の爲め未だ到らず。先考又起坐を迫る、吾等も遂に之を制するに忍びず、音吉は左側より吾は右側より、徐々に上體を支へて起坐せしめたのである。然るに忽焉として咳嗽を催し、喀痰迫つて咽喉を屏塞せんとす、而も呑吐する力なし、見る者苦悶に堪えず、吾れ即座に竹管を取つて水薬を含み、徐々に咽喉に灑ぐ、爲に漸く平靜に歸す。衆人病革まるを

聞き驅けて牀頭に聚る、貞吉驚ひて走り倚り、先考の座側に叩頭して、平生の不孝を謝す。先考曰く『親子の中に許すの許さぬのがあるものか』貞吉性來寡默、小心翼々として父の孝道に背かんことを憂ふるなり。稍あつて再び喀痰咽喉に迫る、左右又薬水を與へんと倉皇す。本家老妻こと女叱して曰く『モ一殺生なことをするな』吾れ徐に先考の胸を摩し、晋吉は手を以て雙眼を掩ふ。吾れ即ち耳邊に口して、四句誓願文を唱ふ、先考猶ほ之を聽き得たるが如し。少焉にして泊然として逝けり矣。時に大正元年十月二日正午。行年正さに六十歳。果して七日以前の事を證したのである。嗚呼止んぬる哉。貞吉愕然喪心す、衆之を護つて安牀せしむ。絶後一時間、醫師加藤、丸山、武田氏漸次來邸、吾れ告ぐるに實を以てし、醫も亦診せずして去る。訃報四隣に傳はるや、馳せて參ずるもの陸續雜沓を極む。而して直ちに葬祭の事に從ふ。翌日入棺に當つて、全身猶ほ温軟なり、衆皆な是を奇異とし假さざると。

惟ふに先考若ふして山論の爲に臥薪嘗膽し、終生山を愛し、晩年其の山に登り、遂に病を得て棺槨を蓋ふ。復た自から墓地を整理して自ら其の墓穴に入る。洵に正因正果と謂つべきである。吾れ則ち法名を立てゝ、養春院徳峰宗仁居士と號す、蓋し行徳山に因んで其の道德を頌するのである。噫。

第六篇 丰采と性格

先考の丰采と性格を見るに、廣額短軀(五尺三寸)眉目清秀、頂骨犀を置す。所謂驕らざれども賤からず、威あれども猛からず、謙讓に陥らず、邊幅を飾らず、長者をして敬せしめ、幼孩をして馴れしむ。其性格の一斑を察するに、温厚にして篤實、而も剛健快活の氣象を内に韜み、溢りに喜怒色を外に顯はさず、恪勤精勵勞苦を厭はず、義を重んじて正しきに就き、己を薄ふして人に厚くし、陰徳を行じて驕奢を戒め、浮華を嫌ひ輕薄を憎む、神佛を尊崇して迷信を斥け、父母に孝養を盡し兄弟に篤く、妻子を愛して妄ならず、信義を鄉閭に施し、貧窮を道途に救ふ、習學深からずと雖も而かも智辯群を超へ、飲酒を嗜む

むと雖も敢て亂に及ばず、窮乏に陥らず、富貴に淫せず、長を敬し幼を諭へ、功を立て賞を求めず、恨みに酬ゆるに德を以てす。凡そ是等の語句は概ね先考の性格を叙する上に於て、必要とせねばならぬのである。是を要するに五倫五常の道に於て缺くることなく、又智仁勇の三徳を具備したりと云ふも、敢て誣言ではないのである。故に郷黨之を見ること師父の如く、而して一郷一家の觀を呈したのである。更に先考生涯の半面を見るに甚だ逸話に富んで居るが、今は之を他日の蒐集に俟つこととする。吾れ最後に猶ほ一語無きを得ず乃ち曰く、先考生涯の偉績は到底管窺すべきでない、而して溢りに其の報酬と表彰を受けなかつたことは、蓋し千歳の下光徳を韜藏する所以である、後昆の者宜しく以て鑑と爲すべし焉。

第七篇 贊と偈

大德寺昭隱大禪師先考肖像に贊して曰く
屹立千峰萬嶽外。 峭巍巍處坦蕩蕩。

非仁畢竟又非德。
德峰宗仁居士、姓田中氏、稱芳松。其爲人也、克儉克勤、風度浩浩焉。維淳維樸、和氣靄靄然。如海之納細流、似春之行大地。開發耕殖本義、以匡村是。輔翼護國中興、爲定鴻基。道德兼備、門葉轉滋。衰袞源遠、藉藉家聲、不言可知耳。鄉黨師表、法社金湯、誰敢不瞻仰乎。孝子敬宗、不耐追慕之念、命工圖像、寄之最勝寺主盟愚崖和尚需讚。和尚謙讓來求于余。賦

伽陀一篇塞其請云。

大正二年六月

紫野龍峰前版昭隱衲

吾れ追悼の偈を賦して曰く、

哀詞

暮雨朝雲望渺漫。松馨委地淚闌干。春秋六十仁兼義。行德峰頭殘月寒。

三周忌

瞻視羹牆三歲空。喪衣欲脫意難衷。兒孫勿錯忘遺訓。每看德峰聳碧穹。

七周忌

祖田歲歲熟黃粱。父嶽年年松柏長。酬德報恩兒孫在。七周勸爇一心香。

別々。無端更度桑乾水。卻望并州是故鄉。

十三周忌 諸靈合祭

峻乎德峰鎖瑞煙。行雲流水十三年。音容似見還猶聽。一片爛柴熏大千。
別々。猿抱子歸青嶂後。鳥銜花落碧巖前。

十七周忌

行德巍巍聳碧天。仁風萬古望悠然。父田今已收禾黍。恩露堪酬十七年。
嘆。

廿三周忌

峭峭巍巍壓衆峰。春雲變變露真容。維仁維德長如是。二十三回見老松。

先考小傳終

昭和九年六月二十五日印刷

昭和九年七月一日發行

發著作
者筆

伊藤敬宗

京都市上京區金閣寺町

内外出版印刷株式會社

代表者 須磨勘兵衛

京都市下京區西洞院通七條南

印 刷 者

終

